

## インターネット・モニタリング実施集計票

モニタリング実施期間		2020年10月1日から2024年1月31日まで				
モニタリングスレッド数		37 スレッド				
		権利侵害態様別				
		個人(市民)に対するもの	団体(市・地区)に対するもの	差別的用語	その他	合計
人権課題別	部落差別	12	54			66
	外国人	1				1
	障害者					
	その他	2				2
	合計	15	54	0	0	69

(注)重複計上あり

上記のうち削除要請したもの

		権利侵害態様別				
		個人(市民)に対するもの	団体(市・地区)に対するもの	差別的用語	その他	合計
人権課題別	部落差別	12	54			66
	外国人	1				1
	障害者					0
	その他	2				2
	合計	15	54	0	0	69

(注)重複計上あり

前回削除要請したもののうち削除されたもの

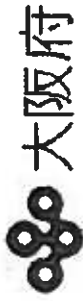
		権利侵害態様別				
		個人(市民)に対するもの	団体(市・地区)に対するもの	差別的用語	その他	合計
人権課題別	部落差別	11	42			53
	外国人					0
	障害者					0
	その他	1				1
	合計	12	42	0	0	54
						削除割合
						78.3%

(注)重複計上あり

過去ログに保管されており現在閲覧できないもの

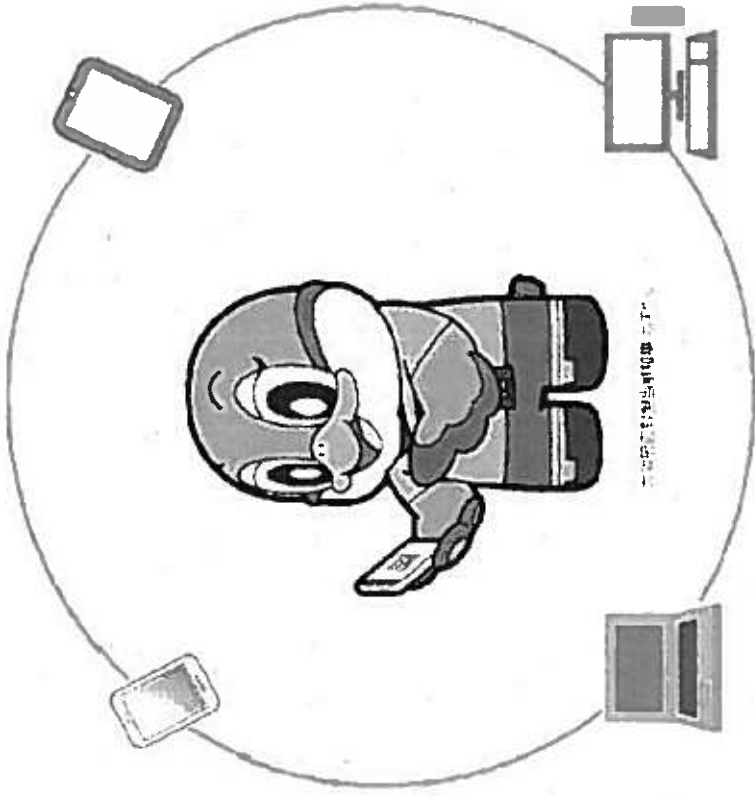
		権利侵害態様別				
		個人(市民)に対するもの	団体(市・地区)に対するもの	差別的用語	その他	合計
人権課題別	部落差別		3			3
	外国人					0
	障害者					0
	その他					0
	合計	0	3	0	0	3
						閲覧不可
						82.6%

(注)重複計上あり



# 大阪府 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等 の人権侵害のない社会づくり条例 改正しました

令和5年10月30日施行  
(一部は令和6年4月1日施行)



## Q&A

なぜ、条例を改正したの？

改正条例の施行の経緯に基づき設置した「大阪府インターネット上の人権侵害等の撲滅に関する有識者会議」からの令和5年3月の意見のとりまとめを踏まえ、実効性のある施策にとりくむため、必要な規定を追加することになりました。

どうして不当な差別的言動だけを削除委託等の対象にするの？

削除委託等を行うにあたって、特定個人等への誹謗中傷は違法性の判断に困難があることや、明らかに不当な差別的言動と判断できるものを対象とするなど慎重な対応が求められる、どの有識者会議の意見を踏まえ、改正条例では不当な差別的言動を対象としています。

府民がネット上で誹謗中傷の被害を受けた場合には、府が設置する専門の相談窓口において、積極的に支援をしていきます。

なぜ、事業者の義務を規定したの？

幅広い世代でのインターネットリテラシーの向上をはかるため、また、事業者の社会的責任も踏まえ、努力義務として事業者の義務を規定しました。

## ネット上の人権侵害についてどこに相談したらいいの？

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブリング相談窓口を開設しています。  
ひとりりて悩まず、まずはご相談ください。

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブリング相談窓口



Internet Human-rights

LINEによる  
相談はこちら！



詳しくはポータル  
サイトへ！



■ 相談時間 月曜日から土曜日 16時から22時 }  
第2日曜日 13時から18時 }  
祝日及び  
年末年始  
を除く

■ 電話番号 06-6760-4013

※弁護士等への無料相談も実施します。



府民文化部人権局

T 559-8555 大阪府住之江区南港1-11-16

大阪府咲洲庁舎（A3ビル3Fエントランス）3階

大阪府 インターネット 人権



# 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例の改正のポイント

インターネットは、便利なツールですが、使い方によっては、人権が侵害され、誹謗中傷等で心が傷つき、最悪の場合、自らの命を絶ってしまう事態を招くこともあります。  
府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創りましょう。

## 条例改正のあらまし

この条例は、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようすることをめざしています。  
条例改正では、インターネット上の不当な差別的言動による権利を侵害する情報について、府がプロバイダ事業者等への削除要請等や不当な差別的言動の行為者に対して説示又は助言を行うに当たって、その実施根拠を明確にするための規定等を追加しました。



条例の内容  
はこちら

## ここが大切！ ～条例改正のポイント～

① 不当な差別的言動の定義 (第2条第1号)	削除要請等や説示・助言の対象となる「不当な差別的言動」について、人種等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動や当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長・誘発すると判断できる言動をいいます。 事業者は、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解、インターネットリテラシーの向上、府が実施する施策へ協力するよう努めるものとします。 被害者がプロバイダ事業者等に削除要請を行っても情報が削除されず、不当な差別的言動があることが明らかであるなど必要と認めるときは、府は、プロバイダ事業者等への削除要請等を行うことが出来るものとします。
② 事業者の責務 (第6条)	プロバイダ事業者等へ削除要請等を行ってもなお情報が削除されず、不当な差別的言動に係る情報を発信・拡散した者が明らかであるなど必要と認めるときは、府は、その者に対し、情報の削除に向けた説示・助言を行うことができるものとします。
③ プロバイダ事業者等への削除要請等 (第12条)	削除要請等や説示・助言を行うに当たっての基本的考え方、インターネット上の人権侵害の解消推進施策の検証等について、審議会の意見を聴くものとします。
④ 情報を発信・拡散した者への説示・助言 (第13条)	
⑤ 大阪府人権施策推進審議会への諮問 (第15条)	

※①②③は令和5年10月30日施行、④～⑤は令和6年4月1日施行 (ただし、⑤は施行日前に諮問及び必要な手続き等を行うことができます。)

## 令和4年度及び5年度人権施策に関する報告(予定含む)

## ①人権教育

## 職員人権研修

全職員を対象とする人権研修(会計年度任用職員を含む)

年度	内容	参加人数
R3	新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、eラーニング(庁内ネットワークシステム)による自己啓発研修を実施  「障害者差別解消法について」「職場のハラスメントについて」	—
R4	新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、定員制限(1コマ20名程度)を行い、新採職員および人権推進員は受講必須として開催し、その他の職員はeラーニング(庁内ネットワークシステム)による自己啓発研修を実施  開催日:2月15日、20日 ・講義:ヤングケアラーの現状と支援の課題 講師:伊藤 嘉余子 さん(大阪公立大学教授)  ・講義:「障害」への理解を深める 講師:松波 めぐみ さん(大阪公立大学他にて非常勤講師)  ・講義:インターネットにおける誹謗中傷・ヘイト 講師:辻 大介 さん(大阪大学人間科学研究科准教授)  ・講義:性的マイノリティへの支援を考える 講師:桂木 祥子 さん((特活)QWRC理事)  ・eラーニング(庁内ネットワークシステム)による自己啓発研修 「障害者差別解消法について」「職場のハラスメントについて」	195
R5	全職員が受講必須として実施  開催日:2月13日、16日 ・講義:アンコンシャスバイアスとマイクロアグレッション 講師:巽 真理子 さん(大阪公立大学 ダイバーシティ研究環境研究所)	539

## 人権推進員(40名)研修

人権推進員(各課に1名配置)を対象とする研修

年度	内容	参加人数
R3	職員人権研修と合同開催	—
R4	職員人権研修と合同開催	—
R5	職員人権研修と合同開催	—

## 藤井寺市人権のまちづくり協会会員研修

協会会員を対象とする研修

年度	内容	参加人数
R3	ふじいでらひゅーまんメッセ2021(DVや性暴力への理解を深めるパネル展示会を開催)との合同開催	—
R4	講義とワークショップ:災害のときこそ「人権の視点」を! 開催日:2月14日 講師:坂本 真理 さん(エムエスアール合同会社 プラスワン防災 事業部)	11
R5	現地研修(フィールドワーク・講義) 開催日:3月19日 場 所:羽曳野市向野地域	

## ②人権啓発

### 男女共同参画フォーラム(本市人権のまちづくり協会と協働)

市民を対象とする男女共同参画週間啓発事業

年度	内容	参加人数
R3	開催日:7月3日 【1部】 講演:「実写版『アラジン』の魅力！」 講師:今井 木の实 さん(関西学院大学人間福祉学部教授) 【2部】 映画上映:実写版「アラジン」 概要:ディズニープリンセスの描かれ方の変容や、日本が抱えるジェンダーの課題について学ぶことにより、市民のジェンダー意識の向上を目的とした講演会と映画上映会	27
R4	開催日:7月13日 講演:「なぜ『ベルばら』に魅了されるのか～オスカルが教えてくれたこと～」 講師:池田 理代子 さん(劇画家・音楽家) 概要:女性の自立や男女共同参画社会の実現について、講師ご自身が答えるインタビュー形式の講演会	130
R5	開催日:6月25日 講演:ジェンダー格差解消に向けて～おそろおそろ育休～ 講師:西 靖 さん(毎日放送アナウンサー) 概要:育児休業を取得した自身の経緯や体験談を通じて、男女共同参画への理解を深める講演会	85

### ふじいでらひゅーまんメッセ(本市人権のまちづくり協会と協働)

市民を対象とする人権週間啓発事業

年度	内容	参加人数
R3	開催日:3月14日～18日 テーマ:パネル展「ストップ!DV・性暴力」 概要:被害者のほとんどが女性であるDVや性暴力に対する理解を深めるパネル展の実施	—
R4	開催日:12月4日 テーマ:映画「破戒」上映会とパネル展 概要:部落差別問題をテーマとした映画上映会と啓発パネル展を実施	81
R5	開催日:2月18日 講演:『ケーキの切れない非行少年たち』の著者と、闇バイト応募する若年心理を理解する 講師:宮口 幸治 さん(立命館大学総合心理学部教授・児童精神科医) 概要:若年層が非行に走らざるをえない背景を心理学の視点からお話しいただく講演会	78

## ピースメッセージ平和展(本市人権のまちづくり協会と協働)

市民を対象に、戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に伝える事業

年度	内容	参加人数
R3	開催日:8月7日 テーマ:戦争の惨禍と尊い平和を未来へ伝える 映 画:「あの日のオルガン」「対馬丸～さようなら沖縄～」(アニメ) 展 示:大阪大空襲体験画展・戦中、戦後の現物資料展 核兵器の廃絶を訴える署名コーナー設置	100
R4	開催日:8月5日・6日 テーマ:未来へ語り継ぐ 戦争の悲惨さ 平和への思い 映 画:「太陽の子」「いわたくんちのおばあちゃん」「風の谷のナウシカ」 展 示:原子爆弾の実物大資料パネル・地雷の模型・地雷に関する資料パネル 署名コーナー設置 命の大切さを伝える人形劇	140
R5	開催日:8月4日・5日 テーマ:“ゆいまーる” 平和への祈りを込めて 映 画:「島守の塔」「ガラスのうさぎ」 展 示:戦時下の那覇市の様子が見えるパネル展示及び物品展示 署名コーナー設置 沖縄民謡などによる平和ライブ	165

### 本人通知制度及び戸籍等不正取得事件に関する啓発

内容	戸籍等不正取得事件に対する注意喚起のための啓発と、抑止効果のある本人通知制度に関する特設ブースを設置	
体制	R4 設置日 12月4日 設置場所 ふじいでらひゅーまんメッセ会場 ロビー 件 数 0件	R5 設置日 12月8日 設置場所 イオン藤井寺ショッピングセンター 件 数 4件
市庁舎及び関連施設におけるライトアップによる啓発活動		
内容	女性に対する暴力をなくす運動に関する啓発のため、市役所庁舎及び文化施設をライトアップする事業	
体制	R4 実施場所 ①市役所庁舎 ②生涯学習センター 実施日 ①11月11日～25日 ②11月25日	R5 実施場所 ①市役所庁舎 ②生涯学習センター 実施日 ①11月13日～26日 ②11月10日 ※②は悪天候のため中止

## 市広報紙・ホームページ等による啓発

市広報紙(毎月発行)等において人権に関する啓発記事を掲載する事業

### R4

4月	若年層の性暴力被害について、相談窓口の周知
5月	憲法週間について、基本的人権について、人権擁護委員について
6月	男女共同参画週間(職業選択)について、男女共同参画フォーラムの周知、就職差別について
7月	外国人の人権問題について、ピースメッセージ平和展の周知
8月	平和記事について
9月	ヤングケアラーについて
10月	部落差別問題について
11月	女性の人権問題(ハラスメントや性暴力)について、ひゅーまんメッセの周知
12月	人権週間(様々な人権問題)について、平和首長会議総会について、人権擁護委員について、女性相談窓口、北朝鮮当局による人権侵害問題パネル展、人権ポスター展の周知
1月	ハンセン病回復者とその家族の人権について
2月	災害と性暴力について
3月	SOGIについて

### R5

4月	若年層の性暴力被害について、相談窓口の周知
5月	憲法週間について、基本的人権について、人権擁護委員について
6月	男女共同参画と防災について、男女共同参画フォーラム、女性相談窓口の周知、就職差別について
7月	インターネット上の人権問題について、ピースメッセージ平和展の周知
8月	平和特集記事について、ピースメッセージ平和展の周知
9月	性的マイノリティについて
10月	部落差別問題について
11月	女性の人権問題(DV)について
12月	人権週間(マイクロアグレッション)について、人権擁護委員について、北朝鮮当局による人権侵害問題パネル展、人権ポスター展の周知
1月	感染症患者等の人権について
2月	外国人の人権について
3月	心のバリアフリーについて

- ・市ホームページにおいて、様々な人権問題に関する啓発記事や情報を周知
- ・市公式SNSにおいて、開催する様々な人権啓発イベントや啓発講座を周知



### ③相談体制

#### 行政による人権相談

実施内容	人権推進担当職員(3名)による様々な人権侵害の解消に向けた相談事業	
実施体制	場所:市役所1階相談室 日時:月曜日～金曜日 9時～17時30分(祝日除く)	
実績	R4	R5※R6.1末時点
	【別紙1-1】	【別紙2-1】

#### 人権悩みの相談室

実施内容	専任相談員(4名)による様々な人権に関する悩み事や問題に関する相談事業	
実施体制	場所:市民総合会館3階相談室 日時:月曜日～土曜日(木曜日を除く) 9時～16時(12時～13時除く)	
特設相談	R4 ①女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせた夜間電話相談 日時:11月18日、25日 各日18時～21時 ②ひゅーまんメッセにあわせた特設相談 日時:12月4日 9時～12時、14時～17時	R5 ①女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせた夜間電話相談 日時:11月17日、24日 各日18時～21時 ②ひゅーまんメッセにあわせた特設相談 日時:2月18日 13時～16時
	R4	R5※R6.1末時点
実績	【別紙1-2】	【別紙2-2】

#### 女性相談

実施内容	夫婦や家庭の不和、生活の困りごと、DVなどの暴力、男女関係のトラブルなど、女性が抱える悩みに対する女性相談員による相談事業	
実施体制	場所:市役所1階相談室 日時:月曜日、木曜日 9時～16時(12時～13時除く)	
実績	R4	R5※R6.1末時点
	【別紙1-3】	【別紙2-3】

#### 人権相談(人権擁護委員藤井寺地区委員会と協働)

実施内容	人権擁護委員(7名)による様々な人権に関する相談事業	
実施体制	場所:市役所1階相談室 日時:毎月第4木曜日 13時30分～15時30分	
実績	R4	R5※R6.1末時点
	2件	1件

#### 合同相談事業(近隣市町村・関係団体と協働)

実施内容	羽曳野市、柏原市、大阪狭山市、大阪府人権協会と連携した人権及び法律相談(1コマ50分)事業	
実施体制	実施主体は4市による輪番制(令和5年度は羽曳野市)とし、年1回開催	
実績	R4(実施主体は大阪狭山市) 法律相談4件(貸付関係、相続関係、契約時効関係、離婚後の支払い関係)	R5(実施主体は羽曳野市) 法律相談4件(孫の傷害事件について、子の離婚問題、夫のモラハラ、相続関係) 人権相談1件(障害者の人権)

## ④情報の収集・提供

### 啓発教材の収集

人権に関する教材を、市民、市内事業所、協会会員に対して提供する事業（図書は市予算、DVDは協会予算より支出）

R4

#### 図書

タイトル	著者・編集	出版社	発行年	人権テーマ
SDGs一危機の時代の羅針盤	南 博・稲場 雅紀	岩波新書	令和2年	SDGs
差別はたいてい悪意のない人がする	キム・ジヘ著 尹怡景訳	大月書店	令和3年	人権総論
戦争が町にやってくる	ロマナ・ロマニーシ アンドリー・レシヴ 作 金原 瑞人 訳	ブロンズ新社	令和4年	平和
大阪の部落解放運動100年の歴史と展望	部落解放同盟大阪府連合会	解放出版社	令和4年	部落差別
部落の私たちがリモートで好き勝手にしゃべってみた。	部落解放・人権研究所	解放出版社	令和4年	部落差別
全国のあいつぐ差別事件	部落解放・人権政策確立要求中央実行委員会	解放出版社	令和4年	部落差別・その他
裁判中の在日コリアン	在日コリアン弁護士協会LAZAK 編著	現代人文社	令和4年	外国人
福島がそこにある	ロシナンテ社	解放出版社	令和4年	災害と人権
フツの校長、市長に直訴！ガッツせんべいの人権教育論	久保 敬	解放出版社	令和4年	人権教育
「共に生きる教育」宣言	堀 正嗣	解放出版社	令和4年	人権教育
春遠くからじ～思い出のピースたちと～	組坂 道子	解放出版社	令和4年	人権総論
姫井伊介と労道社	布引 敏雄	解放出版社	令和4年	人権総論
さんびズ	榎本 淳	解放出版社	令和4年	人権総論
声とともに生きる豊かな人生	編者マリウス・ローム サンドラ・エッシャー ジャーキー・ディロン デイルク・コーステンス マービン・モリス 佐藤 和喜雄監訳 森 直作	解放出版社	令和4年	人権総論

#### DVD

拉致被害啓発DVD「めぐみ」		政府拉致問題対策本部	平成20年	北朝鮮当局による人権問題
「人権のすすめ」 ・ハラスメント編 ・いろいろな性編 ・障害者編		東映株式会社教育映像部	令和4年	ハラスメント・性的マイノリティ・障害者の人権
「あなたの笑顔がくれたもの～周りから見えにくい障害・生きづらさ～」		東映株式会社教育映像部	令和4年	障害者の人権・ヤングケアラー

R5

## 図書

タイトル	著者・編集	出版社	発行年	人権テーマ
わたしたちはここにいる マイノリティが、集まり、語り合う	人権ネットワーク・東京	解放出版社	令和5年	人権総論
ともに生きやすい社会って？ わが家の「師匠」たちと学ぶ	孫 美幸	解放出版社	令和4年	外国人
じぶん、まる！ 子どもたちといっしょに、性の多様性から「じぶん」について考える	田中 一步	解放出版社	令和5年	人権教育
障害のある人の欠格条項ってなんだろうQ&A	福島 智	解放出版社	令和5年	障害者
自立生活楽し！！ 知的障害があっても地域で生きる	佐々木 和子 廣川 淳平	解放出版社	令和3年	障害者
聞き取りもうひとつの隔離 ハンセン病療養所附属保育所に収容された子どもたちの人生	福岡 安則	解放出版社	令和5年	ハンセン病・HIV等
解放の父 松本治一郎への手紙 全国水平社を支えた人々との交流	福岡県人権研究所 編著/松本治一郎・井元麟之研究会	解放出版社	令和5年	部落差別
”関係支援”を核とした学級づくり	拜野 佳生	解放出版社	令和5年	障害者
豊かな部落史の学びのために	編著/上杉 聡・外川 正明	解放出版社	令和6年	部落差別
植民地朝鮮と衡平運動	水野 直樹	解放出版社	令和5年	外国人
葬送のお仕事	井上 理津子	解放出版社	令和5年	人権教育
戦後の部落解放運動	谷元 昭信	解放出版社	令和5年	部落差別
わたしは あなたは	ジュズィ・クアレンギ作 よしとみ あや訳	解放出版社	令和5年	人権教育

## DVD

言葉があるから・・・		東映株式会社 教育映像部	令和5年	外国人・ジェンダー・性的マイノリティ
心をつなぐはじめての一步		東映株式会社 教育映像部	令和5年	ハラスメント・外国人・性的マイノリティ・障害者の人権

## 学習機会・情報等の提供(大阪府・関係団体と協働)

大阪府、大阪府人権協会、大阪府企業人権協議会等と連携して、市民や協会会員に対して人権に関する研修及び講師等の案内や、情報提供を行う事業

種別	内容	
学習機会	大阪府人権総合講座、おおさか相談フォーラム、人権リーダー養成講座、公正採用選考人権啓発推進員研修、人権・同和問題企業啓発講座、大阪企業人権協議会Bブロック研修など	
情報	えせ同和行為、憲法や人権に関連する法律の周知など	
参加実績	R4	R5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府人権総合講座(5名参加)</li> <li>・おおさか相談フォーラム(1名参加)</li> <li>・人権リーダー養成講座(1名参加)</li> <li>・人権・同和問題企業啓発講座(1名参加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府人権総合講座(5名参加)</li> <li>・大阪企業人権協議会Bブロック研修(2名参加)</li> </ul>

## ⑤協働の取り組み

### 人権教育(人権擁護委員藤井寺地区委員会と協働)

じんけん教室・人権の花運動		
実施内容	市内学校園において「いじめ」をテーマとした教材による教育、及び配布した花を育てることにより、生きる力や思いやりの心を育むための教育	
実施体制	R4	R5
	じんけん教室は道明寺東小学校において4年生を対象に実施(12月19日)、人権の花運動は藤井寺北小学校において1年生を対象に実施(11月1日)	じんけん教室は藤井寺南小学校において4年生を対象に実施(1月25日)、人権の花運動は藤井寺小学校において1年生を対象に実施(11月15日)

### 人権啓発(本市人権のまちづくり協会と協働)

コロナ差別解消にむけた啓発(シトラスリボンプロジェクトなど)		
実施内容	コロナ差別の解消を目的としたシトラス色のリボンの輪を広げる同プロジェクトに賛同した啓発活動など	
実施体制	市役所ロビーにおいてシトラスリボンの輪を広げる啓発活動を実施	
人権啓発ポスターの募集・パネル展		
実施内容	人権の大切さを表現したポスター作品を募集し、優秀作品40点をイオン藤井寺ショッピングセンターにて展示	
応募作品数	R4	R5
	752点(市内小中学校児童・生徒から)	326点応募(市内小学校児童から)
実施体制	募集期間 7月1日～9月30日 展示期間 12月2日～11日	募集期間 7月3日～9月29日 展示期間 12月1日～10日
人権を考えるパネル展		
実施内容	外国人や性的マイノリティなど、今の社会が直面する人権課題について学ぶためのパネル展を市役所1階ロビーにて開催	
展示期間	R4	R5
	8月2日～9日	8月1日～8日

## ⑥調査・研究

### 調査の内容, 手法等に関する検討について

・戸籍謄本等の不正請求について

## ⑦様々な人権問題と主な取り組み

### ●性的マイノリティの人権問題

申請書等の性別欄の見直しに関する実施調査報告【別紙4-1】

令和5年度分は翌年度実施予定

### ●インターネット上での人権問題

インターネット・モニタリング実施結果票・実施集計票

### ●拉致問題

拉致問題に関するパネル展とアニメ「めぐみ」の上映会を市役所1階ロビーにて実施

実施期間	R4	R5
	12月20日～26日	12月12日～18日

### ●平和問題

#### R4

4年に1度開催される平和首長会議総会に出席し、平和事業に関する情報収集や意見交換を実施

・日程 10月19日～20日

・場所 広島国際会議場

アメリカ合衆国が令和3年6月と9月に核実験を実施したことに対し、大統領へ抗議文を送付

・送付時期 令和4年4月

・送付先 駐日アメリカ合衆国大使館

#### R5

平和首長会議国内加盟都市会議総会に出席し、平和事業に関する情報収集や意見交換を実施

・日程 10月18日～19日

・場所 アクリエひめじ

令和4(2022)年度分 人権相談件数等集計表

【別紙1-1】

■機関名: 藤井寺市 市民生活部 協働人権課

《留意点》

- ※本票は、各機関ごとに作成してください。
- ※人権相談事業の一部または全部を他機関へ委託している場合は、委託先の相談件数は含めず、貴機関で受けた相談件数のみを記載してください。
- ※人権相談業務を他機関より受託している場合は、当該受託事業分の相談件数も含めて記載してください。
- ※「延べ件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、3件とカウントしたときの件数です。
- ※「実件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、1件とカウントしたときの件数です。

(総件数)

相談件数	延べ件数	実件数
	113	55

(内訳件数)

1 人権課題別相談件数 ※実件数	女性		男性		子ども	高齢者	障がい者	同和問題	外国人	ハイトスピーチ	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害者とその家族	性的マイノリティ	職業・雇用	ホームレス	刑罰を終えて出た人々	新型コロナ人権問題	ネット人権侵害	その他・不明
	DV	DV以外	DV	DV以外																
	23	4		2	2		3								1					13

※重複計上可。

■「その他」の件数が多い場合は、具体的にどのような課題に関する相談が寄せられているのかを、次の欄に記載をお願いします。

人からねたまれている。

2 相談形態別相談件数 ※延べ件数	電話	面接	家庭訪問	手紙・ファックス	メール	その他	計
	66	45				2	113

※重複計上不可。

3 相談者の性別別相談件数 ※実件数	男性	女性	その他	不明	計
	9	43		3	55

※重複計上不可。

4 相談者の年齢別相談件数 ※実件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	60歳以上	不明	計
		2	11	10	9	4		2			17	55

※重複計上不可。

※60代、70代、80歳以上を区別して集計している場合は①に、60歳以上をまとめて集計している場合は②に記入してください。

5 対応状況別相談件数 ※実件数	助言・指導	侵害行為者の調整	他機関への通報・取次	他機関紹介	行政措置	その他	対応継続中	計
	13		6	10	1	24	1	55

※重複計上可。

※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。(例:児童虐待防止法に基づく立入検査の実施等)

※無対応は、「その他」に分類してください。

6 その後の経過別相談件数 ※実件数	相談により事案解決(精聴)	相談により事案解決(助言・情報提供等)	個別の相談等に関する専門機関等での対応	解決不能	相談の継続	相談者からの相談中断の申出	その他	計
		10	16	1	19		9	55

※重複計上可。

令和4(2022)年度分 人権相談件数等集計表

【別紙1-2】

■機関名: 藤井寺市人権悩みの相談室

【留意点】

- ※本票は、各機関ごとに作成してください。
- ※人権相談事業の一部または全部を他機関へ委託している場合は、委託先の相談件数は含めず、貴機関で受けた相談件数のみを記載してください。
- ※人権相談業務を他機関より委託している場合は、当該受託事業分の相談件数も含めて記載してください。
- ※「延べ件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、3件とカウントしたときの件数です。
- ※「実件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、1件とカウントしたときの件数です。

(総件数)

相談件数	延べ件数	実件数
	542	57

(内訳件数)

1 人権課題別相談件数 ※実件数	女性		男性		子ども	高齢者	障がい者	同和問題	外国人	ヘイスピーチ	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害者とその家族	性的マイノリティ	職業・雇用	ホームレス	閉居を終えて出た人々	新型コロナ人権問題	ネット人権侵害	その他・不明
	DV	DV以外	DV	DV以外																
※実件数	13	10	1	1	1		2		1						1				1	28

※重複計上可。

■「その他」の件数が多い場合は、具体的にどのような課題に関する相談が寄せられているのかを、次の欄に記載をお願いします。  
 気持ちの寄りどころがない。

2 相談形態別相談件数 ※延べ件数	電話	面接	家庭訪問	手紙・ファックス	メール	その他	計
※実件数	267	272				3	542

※重複計上不可。

3 相談者の性別別相談件数 ※実件数	男性	女性	その他	不明	計
※実件数	12	44	1		57

※重複計上不可。

4 相談者の年齢別相談件数 ※実件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	60歳以上	不明	計
※実件数		2	4	6	7	13	6	7	4		8	57

※重複計上不可。

※60代、70代、80歳以上を区別して集計している場合は①に、60歳以上をまとめて集計している場合は②に記入してください。

5 対応状況別相談件数 ※実件数	助言・指導	侵害行為者との調整	他機関への通報・取次	他機関紹介	行政措置	その他	対応継続中	計
※実件数	5			2		50		57

※重複計上可。

※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。(例 児童虐待防止法に基づく立入検査の実施 等)

※傾聴対応は、「その他」に分類してください。

6 その後の経過別相談件数 ※実件数	相談により事案解決(傾聴)	相談により事案解決(助言・情報提供等)	個別の専門相談機関等による専門相談等での対応	解決不能	相談の継続	相談者がからの相談中断の申出	その他	計
※実件数		2	1	1	53			57

※重複計上可。



令和4(2022)年度分 人権相談件数等集計表

【別紙1-3】

■機関名: 女性相談窓口

【留意点】

※本票は、各機関ごとに作成してください。

※人権相談事業の一部または全部を他機関へ委託している場合は、委託先の相談件数は含めず、貴機関で受けた相談件数のみを記載してください。

※人権相談業務を他機関より委託している場合は、当該受託事業分の相談件数も含めて記載してください。

※「延べ件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、3件とカウントしたときの件数です。

※「実件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、1件とカウントしたときの件数です。

(総件数)

相談件数	延べ件数	実件数
	18	6

(内訳件数)

1 人権課題別相談件数 ※実件数	DV		親族間暴力	離婚問題	人間関係	生活困難	住居問題	医療関係	売春	人身取引被害	性暴力被害	ストーカー被害	AV出演強要・JKビジネス被害	その他・不明
	配偶者	交際相手												
	5				2									

※重複計上可。

■「その他」の件数が多い場合は、具体的にどのような課題に関する相談が寄せられているのかを、次の欄に記載をお願いします。

2 相談形態別相談件数 ※延べ件数	電話	面接	家庭訪問	手帳・ファックス	メール	その他	計
	7	10				1	18

※重複計上不可。

4 相談者の年齢別相談件数 ※実件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	60歳以上	不明	計
			1	2	1	1	1					6

※重複計上不可。

※60代、70代、80歳以上を区別して集計している場合は①に、60歳以上をまとめて集計している場合は②に記載してください。

5 対応状況別相談件数 ※実件数	助言・指導	侵害行為者の調整	他機関へ通報・取次	他機関紹介	行政措置	その他	対応継続中	計
			1	1		4		6

※重複計上可。

※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。(例:児童虐待防止法に基づく立入検査の実施等)

※傾聴対応は、「その他」に分類してください。

令和5(2023)年度分 人権相談件数等集計表(1月末時点)

【別紙2-1】

■機関名: 藤井寺市 市民生活部 協働人権課

《留意点》

- ※本票は、各機関ごとに作成してください。
- ※人権相談事業の一部または全部を他機関へ委託している場合は、委託先の相談件数は含めず、貴機関で受けた相談件数のみを記載してください。
- ※人権相談業務を他機関より委託している場合は、当該受託事業分の相談件数も含めて記載してください。
- ※「延べ件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、3件とカウントしたときの件数です。
- ※「実件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、1件とカウントしたときの件数です。

(総件数)

相談件数	延べ件数	実件数
	127	40

(内訳件数)

1人権課題別相談件数 ※実件数	女性		男性		子ども	高齢者	障がい者	同和問題	外国人	ハイトスピーチ	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害者とその家族	性的マイノリティ	職業・雇用	ホームレス	刑罰を終えて出所した人々	新型コロナ人権問題	ネット権侵害	その他・不明	
	DV	DV以外	D	DV以外																	
	17					1	2	2													20

※重複計上可。

■「その他」の件数が多い場合は、具体的にどのような課題に関する相談が寄せられているのかを、次の欄に記載をお願いします。

隣人トラブル

2相談形態別相談件数 ※延べ件数	電話	面接	家庭訪問	手紙・ファックス	メール	その他	計
	91	35				1	127

※重複計上可。

3相談者の性別別相談件数 ※実件数	男性	女性	その他	不明	計
	10	30			40

※重複計上不可。

4相談者の年齢別相談件数 ※実件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	60歳以上	不明	計
		3	5	8	7	2	1	3	2		9	40

※重複計上不可。

※60代、70代、80歳以上を区別して集計している場合は①に、60歳以上をまとめて集計している場合は②に記入してください。

5対応状況別相談件数 ※実件数	助言・指導	侵害行為者の調整	他機関への通報・取次	他機関紹介	行政措置	その他	対応継続中	計
	9		1	6	2	22	3	43

※重複計上可。

※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。(例:児童虐待防止法に基づく立入検査の実施等)

※無対応は、「その他」に分類してください。

6その後の経過別相談件数 ※実件数	相談により事案解決(精聴)	相談により事案解決(助言・情報提供等)	個別の専門機関等による専門機関等での対応	解決不能	相談の継続	相談者からの相談中断の申出	その他	計
	1		6	3	32		1	43

※重複計上可。

令和5(2023)年度分 人権相談件数等集計表(1月末時点)

【別紙2-2】

■機関名: 藤井寺市人権悩みの相談室

【留意点】

- ※本票は、各機関ごとに作成してください。
- ※人権相談事業の一部または全部を他機関へ委託している場合は、委託先の相談件数は含めず、貴機関で受けた相談件数のみを記載してください。
- ※人権相談業務を他機関より委託している場合は、当該受託事業分の相談件数も含めて記載してください。
- ※「延べ件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、3件とカウントしたときの件数です。
- ※「実件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、1件とカウントしたときの件数です。

(総件数)

相談件数	延べ件数	実件数
	268	49

(内訳件数)

1 人権課題別相談件数 ※実件数	女性		男性		子ども	高齢者	障がい者	同和問題	外国人	ヘイトスピーチ	HIV感染者	ハンセン病	犯罪被害者とその家族	性的マイノリティ	職業・雇用	ホームレス	刑罰を終えて出た人々	新型コロナ人権問題	ネット人権侵害	その他不明	
	DV	DV以外	DV	DV以外																	
※実件数	13	7			1	3	2	1	1					1	1		1				20

※重複計上可。

■「その他」の件数が多い場合は、具体的にどのような課題に関する相談が寄せられているのかを、次の欄に記載をお願いします。  
 気持ちを語る場がない、DV加害者、生きづらい

2 相談形態別相談件数 ※延べ件数	電話	面接	家庭訪問	手帳・ファクス	メール	その他	計
	26	26					52

※重複計上可。

3 相談者の性別別相談件数 ※実件数	男性	女性	その他	不明	計
	12	36	1		49

※重複計上不可。

4 相談者の年齢別相談件数 ※実件数	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	60歳以上	不明	計
			3	4	5	14	8	7	2		6	49

※重複計上不可。

※60代、70代、80歳以上を区別して集計している場合は①に、60歳以上をまとめて集計している場合は②に記載してください。

5 対応状況別相談件数 ※実件数	助言・指導	侵害行為者の調整	他機関への通報・取次	他機関紹介	行政措置	その他	対応継続中	計
	2			4		46		52

※重複計上可。

※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。(例 児童虐待防止法に基づく立入検査の実施等)

※傾聴対応は、「その他」に分類してください。

6 その後の経過別相談件数 ※実件数	相談により事案解決(傾聴)	相談により事案解決(助言・情報提供等)	個別の専門相談機関等による専門相談等での対応	解決不能	相談の継続	相談者からの相談中断の申出	その他	計
	4	1	2	2	41			50

※重複計上可。

令和5(2023)年度分 人権相談件数等集計表(1月末時点)

【別紙2-3】

■機関名: 女性相談窓口

《留意点》

※本票は、各機関ごとに作成してください。

※人権相談事業の一部または全部を他機関へ委託している場合は、委託先の相談件数は含めず、貴機関で受けた相談件数のみを記載してください。

※人権相談業務を他機関より委託している場合は、当該受託事業分の相談件数も含めて記載してください。

※「延べ件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、3件とカウントしたときの件数です。

※「実件数」とは、例えば、同じ人から同じ案件で3回相談があった場合、1件とカウントしたときの件数です。

(総件数)

相談 件数	延べ件数	実件数
	181	34

(内訳件数)

1 人権 課題別 相談件 数 ※実件数	DV		親族 間暴力	離婚 問題	人間 関係	生活 困窮	住居問 題	医療 関係	売春	人身 取引 被害	性暴 力被 害	スト ーカー 被害	AV出 演強 要JK ビジネス 被害	その 他・ 不明
	配偶者	交際相 手												
※延べ件数	15	1	1	6	4		1	1						7

※重複計上可。

■「その他」の件数が多い場合は、具体的にどのような課題に関する相談が寄せられているのかを、次の欄に記載をお願いします。

家族の問題

2 相談 形態別 相談件 数 ※延べ件 数	電話	面接	家庭 訪問	手紙・ ファク ス	メ ール	その 他	計
	13	26				1	40

※重複計上可。

4 相談 者の年 齢別相 談件数 ※実件 数	10歳 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80 歳 以上	60歳 以上	不明	計
			5	6	6	8	2	2			5	34

※重複計上不可。

※60代、70代、80歳以上を区別して集計している場合は①に、60歳以上をまとめて集計している場合は②に記載してください。

5 対応 状況別 相談件 数 ※実件 数	助言・ 指導	侵害行 為者との 調整	他機 関へ通 報・取 次	他機 関紹介	行政 措置	その 他	対応 継続中	計
				6	1	29		36

※重複計上可。

※「行政措置」とは、個別法の適用による対応を指します。(例:児童虐待防止法に基づく立入検査の実施等)

※傾聴対応は、「その他」に分類してください。

## 令和4年12月から令和6年1月末までの女性相談件数

## 女性相談窓口（婦人相談員）

年度	月	実施日	相談件数	1日あたり
令和4年度	12	6	1	0.17
	1	6	2	0.33
	2	6	4	0.67
	3	9	11	1.22
令和5年度	4	8	14	1.75
	5	8	10	1.25
	6	9	19	2.11
	7	8	27	3.38
	8	7	16	2.29
	9	7	15	2.14
	10	8	19	2.38
	11	7	24	3.43
	12	6	16	2.67
	1	7	21	3.00

総件数：199件 実件数：35件

## 協働人権課事務局（市職員）

年度	月	相談件数
令和4年度	12	6
	1	0
	2	5
	3	8
令和5年度	4	4
	5	3
	6	3
	7	4
	8	4
	9	3
	10	2
	11	4
	12	8
1	1	

総件数：55件 実件数：46件

## 申請書等の性別欄の見直しに関する実施調査報告

### 【目 的】

性自認や性的指向などの理由から、悩みや困難を抱える性的マイノリティの人権に配慮し、当事者が抱える課題解決を図ることを目的とします。

### 【実施概要】

令和 2 年 4 月に依頼した「市民が市に提出する申請書等」及び「市が市民に交付する証明書等」の性別欄の見直しについて、令和 3 年 3 月、令和 4 年 3 月に引き続き、令和 5 年 3 月に実施状況調査を行いましたので、下記のとおり報告します。

なお、今後も引き続き、申請書等の性別欄の必要性や記載方法について、人権尊重の観点から、調査、研究を進めていきます。

### 【調査結果】

※詳細一覧については別紙 4-2 のとおり

項目	調査年月			備考
	R3.3	R4.3	R5.3	
性別欄のある申請書や証明書等	283	286	286	(R4.3) 追加された申請書等 3
削除等見直し不可 (検討含む)	225	229	229	(R4.3) 「見直し裁量あり」から「不可」に変更された申請書等 4
削除等見直しの裁量あり	58	57	57	(R4.3) 「見直し裁量あり」から「不可」に変更された申請書等 4 / 追加された申請書等 3
うち、削除等見直し済	17	48	49	(R2年度以前) 7 / (R2年度中) 10 (R3年度中) 31 / (R4年度中) 1
うち、今後、見直し	41	9	8	

なお、今回の調査で令和 2 年度に実施済であった申請書（高齢介護課分）が 2 件判明しましたので、追加で計上しております。

担当課	性別欄を設けている申請書や証明書等の名称	削除の可否	削除深	削除時期	予定 [R3.5.1時]	変更後理由（※：訂正時点）
税務課	所得証明書	可	○	R3.5.1	R3.5	
広報広報課	市民表彰内申書	可	○	H30.8		
文化財課	むすぶる応援券登録申込書 古市古墳群世界文化遺産登録推進協議会（羽曳野市・藤井寺市）	可	○	R2.5		
市民課	印鑑登録申請書	可			未定	下記印鑑登録証明書と同時期に対応するのが適当と考えるため。
市民課	印鑑登録廃止届	可			未定	下記印鑑登録証明書と同時期に対応するのが適当と考えるため。
市民課	印鑑登録証明書	可			未定	性別等の欄に当たっては、印鑑条箇の修正に加えて印鑑登録システムの改修が必要となり、改修費用が発生する。予算の問題もあるため、現時点でも考慮しつつ検討する必要があるため。
市民課	本人通知等制度事前登録申込書	可			未定	性別は本人確認に重要な項目で業務上でも慎重に審査する内の一つであるため、現時点では削除せず、今後の近隣自治体の動向を踏まえて検討する。
市民課	本人通知等制度事前登録（変更・廃止）届出書	可			未定	性別は本人確認に重要な項目で業務上でも慎重に審査する内の一つであるため、現時点では削除せず、今後の近隣自治体の動向を踏まえて検討する。
市民課	事前登録者名簿	可			未定	性別は本人確認に重要な項目で業務上でも慎重に審査する内の一つであるため、現時点では削除せず、今後の近隣自治体の動向を踏まえて検討する。
協働人課	法律相談相談票	可	○	H30.9		
福祉総務課	日常生活用具給付決定通知書	可	○	H27.4		
福祉総務課	藤井寺市小児慢性特定疾病日常生活用具給付申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市タクシー利用券交付申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市在宅重度障害者紙おむつ等給付券交付申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市在宅重度障害者紙おむつ等給付券再交付申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市高齢者・重度介付障害者福祉理美容申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市介付障害者自動車改造助成金交付申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市重度障害者寝具乾燥申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市在日外国人障害福祉金支給申請書	可	○	R4.4.1		
福祉総務課	藤井寺市障害者自動車運転免許取得に関する助成制度	可	○	R4.4.1		
高齢介護課	藤井寺市みまもりホットライン利用申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市みまもりホットライン利用登録カード	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市家族介護型給付申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在宅高齢者給食サービス利用申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	アセスメント票（藤井寺市在宅高齢者給食サービス）	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在宅高齢者給食サービス利用可否決定通知書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在宅高齢者給食サービス利用変更届出書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在宅高齢者給食サービス利用廃止通知書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在日外国人高齢者福祉金支給申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市在宅高齢者紙おむつ等給付券交付申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市高齢者寝具乾燥申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市高齢者・重度介付障害者福祉理美容申請書	可	○	R4.3.1		
高齢介護課	藤井寺市立老人福祉センター（公民館）利用証	可	○	R4.7.1		
高齢介護課	様式第1号（第5条関係） 藤井寺市地域介護・福祉空間整備等補助金交付申請書	可	○	R2.5.1		
高齢介護課	様式第2号（第11条関係） 藤井寺市地域介護・福祉空間整備等補助金実施報告書	可	○	R2.5.1		
高齢介護課	様式第1号（第4条関係） 介護保険特別給付金減免申請書	可	○	R4.1.1		
子育て推進課	帰国入国申請書	可	○	H29.10		
健康課	藤井寺市高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用補助申請書 （藤井寺市高齢者肺炎球菌ワクチン接種推進事業実施要綱、様式第1号）	可	○	H31.4		
健康課	藤井寺市高齢者肺炎球菌ワクチン接種推進事業実施要綱及び費用助成申請書 （藤井寺市高齢者肺炎球菌ワクチン接種推進事業実施要綱、様式第2号）	可	○	H31.4		
健康課	藤井寺市予防接種証明書 藤井寺市予防接種実施要綱（様式第7号）	可	○	R1.5		
健康課	介護予防事業参加申込書（新規・継続）	可	○	R3.4		
健康課	腎がん検診予約票	可	○	R3.4		
健康課	大腸がん検診予約票	可	○	R3.4		
健康課	肺がん検診予約票	可	○	R3.4		
健康課	領収書（休日急病診療所の診療代金の領収書）	可			令和5年度中	新たに印刷しなかったため。
健康課	藤井寺市成人歯科健康診査票	検討				
健康課	藤井寺市肝炎ウイルス検査受診券	検討				
健康課	特定健診等の対象とならないかたの健診 受診票（藤井寺市市民用）	検討				

担当課	性別欄を設けている申請書や証明書等の名称	削除の可否	削除深	削除時期	予定 【R5.3.1時点】	未実施理由【R5.3.1時点】
健康課	特定健診等の対象とならないかたの健診 受診券A（生活保護）	検討				
健康課	特定健診等の対象とならないかたの健診 受診券B（医療保険変更）	検討				
健康課	特定健診・後期高齢者及び住民健診 受診票（藤井寺市民用） 社 保用	検討				
健康課	特定健診・後期高齢者及び住民健診 受診票（藤井寺市民用） 藤 井寺市国保・後期高齢者医療用	検討				
教育総務課	藤井寺市就学援助申請書・同意書	可	○	R3.4.1		
教育総務課	藤井寺市就学援助（小学校入学準備金）申請書・同意書	可	○	R3.4.1		
教育総務課	医療券交付申請書	可	○	R3.4.1		
教育総務課	学校保健安全法医療券（国保・国保・調剤）	可	○	R3.4.1		
教育総務課	藤井寺市中学校段階学級就学援助費支給申請書	可	○	R3.4.1		
学校教育課	（外国籍）就学願書	検討				
学校教育課	（外国籍）就学届	検討				
学校教育課	併輸入学願	検討				
学校教育課	就学指定校変更願	検討				
学校教育課	区域外就学願	検討				
学校教育課	住民票の異動を伴わない就学願	検討				
学校教育課	国・府・私立学校入学等に関する 区域外就学届書	検討				
生涯学習課	高齢者憩いの場利用者証	可			調整中	施設利用者について、警察、救急との連携の際の必要性について調整中のため
図書館	図書貸出登録申込	可	○	R2.4		
市民病院	診察券	可	○	R3.6		
議会事務局	藤井寺市議会傍聴者アンケート	可	○	R2.5.22		
危機管理室	診断書 （藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第5条関係）	可	○	R4.4		
危機管理室	災害補償借金借入申込書	可	○	R4.4		
危機管理室	災害補償借金借入免除申請書	可	○	R4.4		